

## 会議及び会議録の取扱いについて（案）

## 1 会議について

会議は原則公開とし、傍聴も許可する。ただし、公開することが相応しくないと認められるときに限り、会議の冒頭で協議会に諮ったうえで、非公開とすることができる。

## 【狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例】

第10条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報などに関する事項で、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。この場合においては、その理由を公表するものとする。

## 【狛江市介護保険条例】

第26条 協議会の会議は、公開する。ただし、第6条に該当する場合は、全部又は一部を公開しないことができる。

第6条 （略）

2 市長は、被保険者の同意を得なければ当該被保険者に係る要介護認定等についての調査内容、次条に規定する狛江市介護認定審査会による判定結果及び意見、主治医意見書を事業者等に提示することはできない。

## 2 会議録について

会議録については、原則公開とし、内容については要点筆記とする。

会議録における発言者の表記は、「会長」「副会長」「委員」とし、委員の確認を経たうえで正式決定とする。決定後は、市ホームページ上「会議録のひろば」にて公表する。

## 【狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例】

第12条 市の実施機関は、審議会等の会議が開催されたときは、会議録を作成し公表するものとする。ただし、審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

## 【狛江市審議会等の会議録の作成に関する要領】

第3条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名（事務局職員等を含む。）
- (4) 会議に付した案件
- (5) 提出資料
- (6) 会議の内容
- (7) その他当該会議において必要と認めた事項

第4条 前条第6号に規定する会議の内容は、詳細又は要点若しくは結論のみを記録するものとし、審議会等の長が当該会議の性格等を考慮し、当該会議の冒頭で語り、そのいずれかについて決定するものとする。